

第2章

第2章 基本計画《すべての出発点は意識改革から》

- 基本1 男女平等と人権問題への啓発
- 基本2 女性の自己決定権の確立と能力開発
- 基本3 女性の政策・方針の立案、決定の場への参画
- 基本4 男女の市民活動への支援推進
- 基本5 市民と行政との連携の強化

基本計画

〈すべての出発点は“意識改革”から〉

これは、男女共同参画社会を構築するために、そのベースとして踏まえるべき大枠の計画を、5項目に分けて掲げたものです。

副題を《すべての出発点は意識改革から》とし、その重要性を示しました。

このプランでは〈実施計画〉に先立って、以下の5つの計画を実現の目標として掲げます。

基本1

男女平等と人権問題への啓発

日本国憲法が「個人の尊厳と両性の平等」を基本的人権として宣言したことを重視し、「男女差別は基本的人権にかかわる最も重要な問題」であるとの認識を、地域全体にさらに浸透させていかなければなりません。

それにはまず、男女それぞれがジェンダーへのこだわりと呪縛から自らを解放することが、すべての出発点です。そうすることで、互いにはじめて相手の人格と立場を自由な視点で尊重しあい、男性にとっても女性にとってもものびのびと生きることができる社会が実現するからです。

同時に、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識を拭い去り、職場でのセクシャル・ハラスメント、夫による家庭内暴力、性の商品化など人権を無視した行為を地域で根絶する必要があります。

これらの意識改革と啓発を図るため、学校・職域・地域社会などあらゆる分野を対象に、学習機会を増大するとともに、教育プログラムの開発と関連情報の提供を継続的に推進していかなければなりません。

女性の自己決定権の確立と能力開発

女性が就職・結婚・出産など人生の節目となる各段階において、だれからも強制されることなく、女性自らの意思で各々のライフスタイルを選択し、将来を決定する権利を行使しうる社会づくり、また、それを当然と認める地域体制を築くことが必要です。

同時に、これまで男性と比べて能力開発の機会に恵まれなかった女性の能力を積極的に開発し、あらゆる分野に男女が対等の立場で参画できる環境を整え、男女を性差ではなく「個人差」で評価する社会風土をつくらなければなりません。

そのため、女性の能力を向上させ、社会にむけて自由に発揮させ得る研修機会を拡大し、地域・職域に必要な人材の養成、支援体制の強化を図ります。



女性の政策・方針の立案、決定の場への参画

女性が人口の半分以上を占め、しかも女性の経験の活用が有効かつ貴重であるにもかかわらず、いずれの組織でもこれまで女性は政策・方針の立案、決定の場から遠い位置におかれてきました。

今後、男女共同参画社会をより確実なものにするためには、あらゆる分野の職域、地域の市民活動団体、市の審議会等で、女性が男性とともに政策・方針の立案、決定の場に参画し、その意見を反映させる機会の拡大が望まれます。

そのため、あらゆる分野の組織内でこれらの主旨が生きるよう啓発を強化するとともに、市自らも率先して女性管理職の登用、審議会・協議会等への女性の参画増大に、取り組みます。



基本4

男女の市民活動への支援推進

女性が中心の市民ボランティア団体が子育てから介護までの幅広い分野で、暮らしやすい生活・地域環境をつくることに貢献しています。

しかし、全国に広がるこれらの市民活動団体の多くが、活動資金・必要情報・活動スペースなどの不足に直面し、悩んでいることが各種の調査結果に出ています。

これらに対応するため、必要としている団体への関連情報の積極的提供、リーダー的人材の養成などのほか、団体間の交流・連携を強めるため、ネットワーク化を検討します。



基本5

市民と行政との連携の強化

男女が性別にかかわらず、社会の対等な構成員としてそれぞれの個性と能力を発揮するためには、女性の政治的・経済的・社会的地位を高めるだけではなく、男性も家庭・地域社会で一定の役割を果たすことにより、男性にとっても、「男らしさ」の呪縛から解放され自分らしい生き方を取り戻す努力が、男女双方にとって望ましいことに気づかなければなりません。

これからの男女共同参画社会の基礎を築くためには、地域・行政・産業界と男女で構成される市民活動団体との間に、緊密な連携・協力のスクラムを組んでいくことが望まれます。また、男女共同参画社会の実現に向けて、庁内の各部署間をつなぐ女性行政推進会議の運営体制の充実を図るとともに市民と行政との望ましいパートナーシップを確立することに努めます。

